

# TMI 総合法律事務所

## 中国最新法令情報

- 2023年4月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

### — 目次 —

#### I. 最新法令情報（2023年3月中旬～2023年4月中旬）

- 独禁法関連規定について
- 最高人民法院による〈中華人民共和国民法典〉の権利侵害責任編の適用に関する解釈（一）（意見募集稿）
- 全国の地域別最低賃金の状況（2023年4月1日時点）

#### II. 中国法務の現場より

- 「生成 AI と中国」

#### III. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

## I. 最新法令情報（2023年3月中旬～2023年4月中旬）

### ◆ 独禁法関連規定について

中国の国家市場監督管理総局 2023年3月10日公布、2023年4月15日施行

#### 1. はじめに

2022年6月24日、新たに改正された中華人民共和国独占禁止法<sup>1</sup>が正式に公布されたが、改正独禁法に関する各種細則についても改正独禁法の施行と共に意見募集稿が公表された。具体的には、「独占合意禁止規定」<sup>2</sup>、「市場支配的地位濫用行為禁止規定」<sup>3</sup>、「事業者集中審査規定」<sup>4</sup>、「行政権力の濫用による競争排除、制限行為の禁止暫定規定」<sup>5</sup>、「知的財産権の濫用による競争排除、制限行為の禁止に関する規定」<sup>6</sup>、「事業者集中申告に関する基準規定」<sup>7</sup>の6つの規定である。

その中で、2023年3月10日に市場監督管理総局は、上記の6つの規定のうち、「知的財産権の濫用による競争排除、制限行為の禁止に関する規定」及び「事業者集中申告に関する基準規定」以外の4つの規定を正式に公布し、2023年4月15日から施行となった。

上記新たに施行された関連規定について元々「独占合意禁止暫定規定」<sup>8</sup>、「市場支配的地位濫用行為禁止暫定規定」<sup>9</sup>、「事業者集中審査暫定規定」<sup>10</sup>、「行政権力の濫用による競争排除・制限行為の禁止暫定規定」<sup>11</sup>がそれぞれ制定されていたが、今回施行された規定ではいずれも規定の名称から「暫定」の二文字が外れ、各暫定規定は今回の新規定の施行によりいずれも失効となった。

「行政権力の濫用による競争排除・制限行為の禁止暫定規定」はあくまで行政による独占行為に関する規定であり、通常、企業活動に関連するものではないことから、本稿ではそれ以外の3つの規定に関し、今般廃止された各暫定規定と比較し、特に着目すべき内容に絞って紹介する。

なお、残りの「知的財産権の濫用による競争排除、制限行為の禁止に関する規定」及び「事業者集中申告に関する基準規定」については、まだ正式なものが公布されておらず、今後引き続き動向に注視しておく必要がある。

## 2. 事業者集中審査規定

### (1) 事業者集中実施の判断要素

独禁法上、申告基準に達した事業者集中行為に関しては、申告をせずに実施してはならない旨の定

<sup>1</sup>「中華人民共和国反壟断法」

<sup>2</sup>「禁止壟断协议規定（征求意见稿）」

<sup>3</sup>「禁止濫用市场支配地位行为規定（征求意见稿）」

<sup>4</sup>「经营者集中审查規定（征求意见稿）」

<sup>5</sup>「制止濫用行政权力排除、限制竞争行为規定（征求意见稿）」

<sup>6</sup>「禁止濫用知识产权排除、限制竞争行为規定（征求意见稿）」

<sup>7</sup>「关于经营者集中申报标准的规定（修订草案征求意见稿）」

<sup>8</sup>「禁止壟断协议暂行規定」

<sup>9</sup>「禁止濫用市场支配地位行为暂行規定」

<sup>10</sup>「经营者集中审查暂行規定」

<sup>11</sup>「制止濫用行政权力排除、限制竞争行为暂行規定」

めが置かれているが<sup>12</sup>、事業者集中審査規定においてはこれに加えて申告後認可を得る前の時点においても事業者集中の実施をしてはならないことが明記された<sup>13</sup>。

また、事業者集中の「実施」の該当性に関し、独禁法及び暫定規定においては特段の定めが置かれていなかったのに対し、事業者集中審査規定においては、市場主体登記・権利変更登記、高級管理人員の派遣、経営における政策決定及び管理への参与、他の事業者とのセンシティブな情報の交換、実質的整合業務等を含むがこれに限らない要素を考慮すべきことが示された<sup>14</sup>。

これらは実務上の一定の指針にはなる一方、あくまで例示列举でしかないことから、ここに掲げられていない要素、例えば、代金の支払い、意思決定権のない高級管理職者の派遣、デューデリジェンスのための情報収集等といった行為、要素が集中実施に該当するか否かについて、依然として議論がありうる。そのため、上記の定めにかかわらず、実務上は引き続き事業者集中の実施について慎重な判断をすることが求められるといえる。

## (2) 審査期間の停止制度

改正独禁法において、事業者集中の審査期間に係る停止制度が新たに導入され、事業者が必要な文書や資料を提出せず審査業務を遂行することができない場合を含む一定の場合には、国务院の独禁法執行機関において審査期間の進行を停止させることができることとされた<sup>15</sup>。

事業者集中審査規定においては、審査期間の停止がされる場面に応じて、期間停止の適用要件、期間計算再開の起算点等について、次のとおり具体化した。

審査期間の停止がなされる場面	内容
事業者が文書、資料を提出せず、審査業務を遂行できない場合 <sup>16</sup>	市場监督管理局総局は書面により、期限内における補正を求め、当該期限内に補正がされなかった場合には、審査期間の停止を決定する 申告者が文書、資料を提出した後、審査期間が継続して計算される
事業者集中審査に重大な影響を及ぼす新たな状況、事実が出現し、その確認をしなければ審査業務を遂行できない場合 <sup>17</sup>	左の事由が生じた場合には、市場监督管理局は審査期間の中止を決定することができる 確認を経て、審査業務を遂行できる場合には、審査期間が継続して計算される
事業者集中に対する制限性条件の付加について更なる評価が必要で、且つ事業者が中止の請求を求めた場合 <sup>18</sup>	市場监督管理局総局が確かにその必要があると判断する場合、審査期間の中止を決定することができる 制限性条件の承諾方案に対する評価が完了した後、審査期間が継続して計算される

もっとも、上記の内容も比較的抽象的なものであり、当局による恣意的な運用がなされないかという懸念は残るといえ、今後の実務運用の蓄積が待たれる。

<sup>12</sup> 独禁法第26条第1項

<sup>13</sup> 事業者集中審査規定第8条第1項

<sup>14</sup> 事業者集中審査規定第8条第3項

<sup>15</sup> 独占禁止法第32条

<sup>16</sup> 事業者集中審査規定第24条

<sup>17</sup> 事業者集中審査規定第25条

<sup>18</sup> 事業者集中審査規定第26条

### 3. 独占合意禁止規定

#### (1) 関連市場に関する定め追加

独占合意の成否においては、当該独占行為に関する「関連市場」における競争状況や市場状況といった要素も考慮されるところ、暫定規定においては関連市場の画定に関しては特段の定めが置かれておらず、別途制定されている「関連市場の画定に関するガイドライン」<sup>19</sup>が関連市場の画定にあたっての根拠となっていた。

この点、独占合意禁止規定においては、上記ガイドライン及び実務運用の積み重ねも踏まえ、関連市場の定義、そして関連市場の画定にあたっての考慮要素を明確にした<sup>20</sup>。

#### (2) セーフハーバーに関する定め

改正独禁法では、事業者による独占合意がなされたとしても、事業者において、関連市場において占めるシェアが国務院の定める基準を下回り、且つ国務院の定めるその他の条件を満足する場合には、禁止の対象とはしないという、いわゆるセーフハーバー制度が導入された<sup>21</sup>。

この点、独占合意禁止規定でもその旨を改めて確認する規定が定められているが<sup>22</sup>、同規定の意見募集稿では、事業者と取引相手の関連市場において占めるシェアが15%を下回ること、という具体的な数値が定められていたのに対し、最終的には当該数値については削除されている。

そのため、今後実務上どのようにセーフハーバーが適用されるかについては、引き続き関連規定の制定動向及び実務運用の動向に注視していく必要がある。

#### (3) 面談<sup>23</sup>制度の詳細化

面談制度は独占禁止法の改正後に追加された新たな制度で、事業者等による行為が独禁法に違反する恐れがある場合に、独禁法執行機関が当該事業者等の法定代表者や責任者に対して面談を求め、改善措置の提出を求めることができるというものである<sup>24</sup>。

独占合意禁止規定では、上記の独禁法上の制度を独占合意禁止規定違反の場面に取り込んだうえ、面談においては、事業者において嫌疑のある独占合意の問題の指摘、状況説明のヒアリング、注意喚起の展開をするほか、改善措置の提出、リスク結果の除去を求めることができるとして、面談の場面における執行機関との対話内容について若干ながらの指針が示されたといえる<sup>25</sup>。

面談は、正式な調査ではなく、あくまでリスク提示と予防に主眼を置いた制度であるが、その実行性を担保するために、事業者は面談を経た後、面談時の要求に基づき是正を行い、行為による危害の結果を除去する具体的な措置、履行期限などを提出しなければならないとされており、かつ書面による報告を提出しなければならないとされている<sup>26</sup>。

<sup>19</sup> 「关于相关市场界定的指南」

<sup>20</sup> 独占合意禁止規定第7条

<sup>21</sup> 独占禁止法第18条第3項

<sup>22</sup> 独占合意禁止規定第17条

<sup>23</sup> 中国語は「约谈」

<sup>24</sup> 独占禁止法第55条

<sup>25</sup> 独占合意禁止規定第36条第2項

<sup>26</sup> 独占合意禁止規定第36条第3項

#### 4. 市場支配的地位濫用禁止規定について

##### (1) 関連市場に関する定めを追加

独占合意禁止規定におけるのと同様に、関連市場の画定に関する規定が新たに追加されている<sup>27</sup>。

##### (2) 市場支配的地位の認定にあたっての考慮要素

市場支配地位の認定をするにあたっては、関連市場における競争状況が考慮されるが<sup>28</sup>、関連市場における競争状況の分析にあたっての考慮要素として、暫定規定から新たに市場集中度という要素が追加された<sup>29</sup>。市場集中度については、一般的に企業の競争状態を測るための指標たるハーフィンダール・ハーシュマン指数（HHI）が用いられている。

##### (3) 市場支配的地位濫用行為の認定にあたっての考慮要素

市場支配的地位濫用行為の認定にあたっての考慮要素については、暫定規定においても既に定めが置かれていたが、本規定では暫定規定における定めについて、次のような若干の追加を行っている。

行為類型	暫定規定	本規定
不公正な価格での取引	販売価格又は購買価格が同一の事業者におけるその他の同一又は類似の市場条件の区域における <b>商品</b> の販売価格又は購買価格よりも明らかに高いか/低い か否か	販売価格又は購買価格が同一の事業者におけるその他の同一又は類似の市場条件の区域における <b>同種商品又は比較可能な商品</b> の販売価格又は購買価格よりも明らかに高いか/低い か否か <sup>30</sup>
不当な取引拒絶	<u>制限的な条件を設定し</u> 、取引の相手方をして取引を行うことを困難とすること	<u>取引の相手方が受け入れ困難な価格、取引の相手方からの商品を買戻し、取引の相手方とその他の取引等の制限的な条件を設定することを通じ</u> 、取引の相手方をして取引を行うことを困難とすること <sup>31</sup>
不当な取引制限	取引制限行為への従事は、直接的な限定であっても良く、また、 <u>取引条件を設定する</u> 等の変則的な限定であっても良い	取引制限行為への従事は、直接的な限定であっても良く、また、 <u>懲罰的又は奨励的な措置を採る</u> 等の変則的な限定であっても良い <sup>32</sup>

上記の不当な取引制限に関する定めに関しては、奨励的な措置、例えば取引相手に対してインセンティブを与えることによって他の事業者との取引を制限したり、当該行為者とのみしか取引ができないようにすることも、不当な取引制限になりうることを示している。もっとも、単にインセンティブを与えることそれ自体は、取引を制限する性質のものではないことから、実際にはその他の取引条件により、どのような不利益が取引の相手方に課されているのかといった総合判断をすることが必要となる。

<sup>27</sup> 市場支配的地位濫用禁止規定第5条

<sup>28</sup> 独占禁止法第18条第1号

<sup>29</sup> 市場支配的地位濫用禁止規定第7条第2項

<sup>30</sup> 市場支配的地位濫用禁止規定第14条第2号

<sup>31</sup> 市場支配的地位濫用禁止規定第16条第4号

<sup>32</sup> 市場支配的地位濫用禁止規定第17条第2項

## ◆ 最高人民法院による〈中華人民共和國民法典〉の権利侵害責任編の適用に関する解釈（一）（意見募集稿）<sup>33</sup>

最高人民法院 2023年3月29日公表

### 1. はじめに

2021年1月1日に施行された中華人民共和國民法典（以下「民法典」という。）に関して、これまでに民法典の総則編、物権編、相続編、婚姻家庭編に関する司法解釈のほか、担保制度及び時間効力に関する司法解釈等、数多くの司法解釈が公布、施行されてきた。

今般、民法典のうち、権利侵害責任編に関する司法解釈の意見募集稿（以下「意見募集稿」という。）が公表されたが、意見募集稿では特に使用者の責任、落下物による災害責任など、実務において議論や様々な見解が分かれているような問題について一定の解釈を示している。以下では、意見募集稿で特に重要な内容について紹介する。

### 2. 要点とコメント

#### （1）使用者責任の適用範囲

民法典第1191条第1項では、使用者の従業員が職務の実行により他人に損害をもたらした場合は使用者が権利侵害責任を負うとして、いわゆる使用者責任が定められている。

ただ、使用者責任が適用される場合としては、使用者と当該従業員との間に労働契約が存在している必要があるかという点については明確にはされていなかったところ、意見募集稿では、使用者と労働関係を有する従業員のほか、使用者の職務を執行するその他の人員が、職務の実行により他人に損害を与えた場合に、使用者は権利侵害責任を負うものとして、使用者責任の要件として必ずしも労働契約の存在を求めないことが明確にされた<sup>34</sup>。

また、個人事業主の従業者が職務を実行して他人に損害を与えた場合も、使用者とその従業者と同様の状況と見られ、同じく使用者責任の規定を適用することが明確にされた<sup>35</sup>。

#### （2）職務上の権利侵害が犯罪となる場合の使用者責任

従業員が職務執行の名義で実施した行為により他人に損害をもたらし、これが自然人による犯罪を構成する場合、従業員の刑事責任の負担は使用者の民事責任の認定に影響を与えないとして、刑事責任と民事責任が相互に独立したものであることが明確にされた<sup>36</sup>。

他方、使用者が民法典第1191条の規定に基づき使用者責任を負わなければならない場合、刑事事件において完了した不正金品の追及、賠償金の返還は、民事判決書に明記して減額することができ、執行手続において減額することもできるとされ、刑事事件において一定の被害回復がされたとしても、それ自体が使用者責任の成立に影響を与えないことが明確にされた。

<sup>33</sup> 「最高人民法院关于适用〈中华人民共和国民法典〉侵权责任编的解释（一）（征求意见稿）」

<sup>34</sup> 意見募集稿第12条第1項

<sup>35</sup> 意見募集稿第12条第2項

<sup>36</sup> 意見募集稿第14条

### (3) 落下物に具体的な権利侵害者がいない場合の不動産管理サービス会社の直接責任

不動産管理サービス会社等の建築物管理人が、建築物、構築物又はその他の施設及びその放置物、懸垂物の脱落による他人の損害を防止するために必要な安全保障措置を講じず、これらの物が落下したものの具体的な権利侵害者がいない場合には、人民法院は民法典第1198条第1項、第1253条の規定に基づき、不動産管理サービス会社等の建築物管理人が権利侵害責任を負うことを明らかにした<sup>37</sup>。

民法典第1198条第1項では、ホテル、デパート、銀行、駅、空港、体育館、娯楽施設等の営業施設、公共の場所の経営者、管理者又は大衆的活動の組織者は、安全配慮義務を尽くさず、他人に損害をもたらした場合、権利侵害責任を負わなければならないこと、第1253条は、建築物・構築物又はその他の施設及びその設置物、懸架物が脱落・墜落し他人に損害をもたらし、所有者、管理者又は使用者が自己に過失がないことを証明できない場合は、権利侵害責任を負わなければならない、所有者、管理者又は使用者が賠償した後、その他の責任者がいる場合、その他の責任者に対して求償する権利を有すると定めている。

このように、不動産管理サービス会社等の工作物の落下に伴う責任について、第一次的に責任を負うことが明らかにされるとともに、不動産管理サービス会社において安全配慮義務を尽くしたこと、そして自らの無過失を証明しなければ免責されないということになり、免責を受けるには極めて高いハードルが設けられたといえることができる。

## ◆ 全国の地域別最低賃金の状況 (2023年4月1日時点)

中華人民共和国人力資源社会保障部 2023年4月1日公表

### 1. 主な内容

2023年4月1日付けて、人力資源社会保障部が中国全国各都市における最低賃金を公表した<sup>38</sup>。

地域	月額最低賃金基準 (元)				時間最低賃金基準 (元)			
	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分
北京	2320				25.3			
天津	2180				22.6			
河北	2200	2000	1800		22	20	18	
山西	1980	1880	1780		21.3	20.2	19.1	
内モンゴル	1980	1910	1850		20.8	20.1	19.5	
遼寧	1910	1710	1580	1420	19.2	17.2	15.9	14.3
吉林	1880	1760	1640	1540	19	18	17	16
黒龍江	1860	1610	1450		18	14	13	
上海	2590				23			
江蘇	2280	2070	1840		22	20	18	
浙江	2280	2070	1840		22	20	18	
安徽	2060	1930	1870	1780	21	20	19	18
福建	2030	1960	1810	1660	21	20.5	19	17.5
江西	1850	1730	1610		18.5	17.3	16.1	
山東	2100	1900	1700		21	19	17	

<sup>37</sup> 意見募集稿第19条

<sup>38</sup> [http://www.mohrss.gov.cn/SYRlzyhshbzb/laodongguanxi\\_/fwyd/202304/+20230401\\_497838.html](http://www.mohrss.gov.cn/SYRlzyhshbzb/laodongguanxi_/fwyd/202304/+20230401_497838.html)

河南	2000	1800	1600		19.6	17.6	15.6	
湖北	2010	1800	1650	1520	19.5	18	16.5	15
湖南	1930	1740	1550		19	17	15	
広東	2300	1900	1720	1620	22.2	18.1	17	16.1
深圳	2360				22.2			
広西	1810	1580	1430		17.5	15.3	14	
海南	1830	1730	1680		16.3	15.4	14.9	
重慶	2100	2000			21	20		
四川	2100	1970	1870		22	21	20	
貴州	1890	1760	1660		19.6	18.3	17.2	
雲南	1900	1750	1600		18	17	16	
チベット	1850				18			
陝西	1950	1850	1750		19	18	17	
甘肅	1820	1770	1720	1670	19	18.4	17.9	17.4
青海	1880				15.2			
寧夏	1950	1840	1750		18	17	16	
新疆	1900	1700	1620	1540	19	17	16.2	15.4

## 2. コメント

2022年4月1日付けの最低賃金と比較すると、河北省、山西省、安徽省、貴州省、雲南省、青海省において最低賃金の上昇が見られ、15の地域において月額最低賃金が2,000元を超えたことになる。なお、中国全土において、月額最低賃金が最も高かったのは2022年に続き上海市の月2,590元であった。他方、時間あたりの最低賃金については、北京市の25.3元が全国最高となっている。

上記のとおり各地域における最低賃金の上昇が発生していることから、最低賃金の変更が生じている地域に子会社を含む拠点を有し、労働契約を締結している従業員を有している企業においては、必要に応じ、賃金の見直しをする必要がある。

執筆担当：席修挙



## II. 中国法務の現場より

### ◆ 生成 AI と中国

ここ最近、「ChatGPT」を始めとする生成 AI が世間を賑わせている。生成 AI については、非常に有用であるといわれている一方で、正確性・安全性をいかに担保するかという問題が議論されている。また、大量の情報、コンテンツを読むこむ形で機械学習をし、その学習結果を踏まえてアウトプットを行うという点で、著作権との関係が問題となる。問題の所在は日本と中国で異なるものではないが、中国には日本とは異なる事情もある。

まず、正確性・安全性の担保という観点では、2023年4月11日付で、国家インターネット情報弁公室から「生成 AI サービス管理弁法（意見募集稿）」（以下「意見募集稿」という。）<sup>39</sup>が公表された<sup>40</sup>。あくまで意見募集稿ではあるが、例えば、生成 AI を利用して生成された内容は社会主義の核心的価値観を体現するものでなければならず、国家政権の転覆、社会主義制度の打倒等の内容を含んではならないと規定されている<sup>41</sup>。中国で生成 AI の提供サービス事業を営む場合、内容の正確性とは別に、このような中国特有の事情、規制に適合した AI を開発する必要があることから、今後の生成 AI が「欧米系」と「中国系」に二分されるのか、それとも世界的に展開しつつ中国特有の規制に適合する事業者が登場するのか、注目される。

次に、著作権との関係については、日本では、機械学習の範囲内での著作物の利用であれば著作権法 30 条の 4 により適法となり、ユーザーによる生成 AI の利用に伴うアウトプットについても私的使用の範囲内であれば適法に利用することが可能と考えられる（但し、立法論として「機械学習天国」という状態を放置してよいのか、という指摘もなされている。）。他方で、中国の著作権法では、日本の著作権法 30 条の 4 のように、機械学習に伴う利用を明確に権利制限の対象とする権利制限規定は見当たらない<sup>42</sup>。上記意見募集稿においては、生成 AI サービスを提供するにあたっては、知的財産権の尊重と知的財産権侵害の防止をすべきことを求めているとともに、ディープラーニングの過程において知的財産権を侵害しないコンテンツを利用することが必要とされているが<sup>43</sup>、この点につき権利制限規定の追加指定<sup>44</sup>も含めて中国において今後どのような立法的手当てがなされるのか、また、生成 AI によるアウトプットと原著物の権利関係をどう整理するのか、といった点も今後の注目点といえる。

執筆担当：中城由貴

<sup>39</sup> 「生成式人工智能服务管理办法（征求意见稿）」

<sup>40</sup> [http://www.cac.gov.cn/2023-04/11/c\\_1682854275475410.htm](http://www.cac.gov.cn/2023-04/11/c_1682854275475410.htm)

<sup>41</sup> 意見募集稿第 4 条第 1 号

<sup>42</sup> 様々な見解があり得るところであり、あくまで執筆担当者の個人的な見解である。

<sup>43</sup> 意見募集稿第 4 条第 3 号、第 5 号、第 7 条第 2 項第 2 号

<sup>44</sup> 著作権法 24 条 1 項 13 号

### III. バックナンバー

過去 1 年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。

号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令	今月の中国関連ブログ記事/連載・コラム
<a href="#">2023年3月号</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>立法法（2023年改正）</li> <li>個人情報越境移転標準契約の主な内容</li> <li>「職場における女性従業員特殊労働保護制度（参考手引書）」及び「職場におけるセクシャルハラスメント防止の制度（参考手引書）」の発行に関する通知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>侵害訴訟中に訂正された請求項の扱い及び公然実施に基づく従来技術の抗弁に関する事例</li> </ul>
<a href="#">2023年2月号</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外商投資研究開発センターの設立をより一層奨励する若干措置の通知</li> <li>2022年度全国法院十大商事案件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商標法改正草案（意見募集稿）</li> <li>2022年の知的財産権取得状況（速報）</li> <li>信頼できないエンティティリスト組み入れによる対抗措置事例</li> <li>個人情報越境移転標準契約（中国版 SCC）の正式公布～重要ポイントと実務対応～</li> </ul>
<a href="#">2023年1月号</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「対外貿易法（2022年改正法）」</li> <li>「会社法（改正草案第二次審議稿）」</li> <li>「商標法改正草案（意見募集稿）」</li> </ul>	
<a href="#">2022年12月号</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「最高人民法院による涉外民事事件の管轄に関する若干問題の規定」</li> <li>「中華人民共和国反不正競争法（改正草案意見募集稿）」</li> </ul>	
<a href="#">2022年11月号</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国家市場監督管理総局及び国家インターネット弁公室による個人情報保護認証の実施に関する公告」</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>「独占行為に起因する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院の規定（意見募集稿）」</li> </ul>	
2022年10月号	<ul style="list-style-type: none"> <li>「インターネット情報部門による行政執行手続規定（意見募集稿）」</li> <li>「ネットワークデータ分類・分級要求（意見募集稿）」</li> <li>「中国共産党第二十回全国代表大会での報告について」</li> </ul>	
2022年9月号	<ul style="list-style-type: none"> <li>「電気通信オンライン詐欺防止法」</li> <li>「『サイバーセキュリティ法』の改正に関する決定（意見募集稿）」</li> <li>「北京市ビジネス経営環境整備条例」</li> <li>「上海市人工知能産業発展促進条例」</li> </ul>	
2022年8月号	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自動運転車運輸安全サービスガイドライン（試行）（意見募集稿）」</li> <li>「杭州インターネット法院が個人情報保護に関する10大典型的な事件を公表」</li> </ul>	
速報版（2022/7/8）	個人情報越境提供標準契約規定（意見募集稿）	
速報版（2022/7/7）	改正独占禁止法	
2022年7月号	<ul style="list-style-type: none"> <li>「事業者集中案件の独占禁止審査の試験的な一部委託に関する公告」</li> <li>「国务院2022年度立法計画」</li> </ul>	「DiDiに対する行政処分」
2022年6月号	<ul style="list-style-type: none"> <li>「団体商標、証明商標の管理及び保護弁法（意見募集稿）」</li> <li>「データセキュリティ管理認証実施規則」</li> <li>「公民による国家安全危害行為の通報奨励弁法」</li> </ul>	
2022年5月号	<ul style="list-style-type: none"> <li>「最高人民法院が薬品安全に関する典型的な事件を公表」</li> <li>「両用品目輸出管理条例（意見募集稿）」</li> </ul>	
速報版	サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン-個人情報越境処理活動認証技術規範（意見募集稿）	

<p>2022年4月号</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「最高人民法院による「民事訴訟法」の適用に関する解釈」の改正に関する決定</li> <li>国务院の一部の行政法規の改正及び廃止に関する決定</li> </ul>	<p>「最高人民法院が公表した2021年10大知財事件」</p>
<p>2022年3月号</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場主体登記管理条例、市場主体登記管理条例実施細則</li> <li>最高人民法院による「中華人民共和国民法典」総則編の適用における若干問題に関する解釈</li> <li>最高人民法院による「中華人民共和国反不正競争法」の適用における若干問題に関する解釈</li> </ul>	

■ 編集・発行

TMI 総合法律事務所

■ 発行日

2023年5月2日

## TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

### 東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1  
六本木ヒルズ森タワー 23 階  
TEL: +81-(0)3-6438-5511  
E-mail: [chinalaw@tmi.gr.jp](mailto:chinalaw@tmi.gr.jp)



### 上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号  
淮海国際広場 2605 室  
TEL: +86-(0)21-5465-2233  
E-mail: [shanghai@tmi.gr.jp](mailto:shanghai@tmi.gr.jp)



### 北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号  
富爾大廈 3204 室  
TEL: +86-(0)10-8595-1435  
E-mail: [beijing@tmi.gr.jp](mailto:beijing@tmi.gr.jp)



## TMI 総合法律事務所拠点一覧



### オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン

### 現地デスク

フィリピン/マレーシア/インドネシア/フランス/ブラジル/メキシコ/ケニア